

仏教戒律における廁の構造とその使用規定について

松田 慎也*
(平成11年10月29日受理)

要 旨

律蔵における廁での作法、とりわけその浄化儀礼において、7世紀末、長期のインド留学から帰唐した義浄のもたらした根本説一切有部のそれは、極めて特異かつ複雑であり、5世紀前半に訳された他の漢訳諸律との相違が大きい。本稿は、その理由を探るため、諸律における廁の具体的な構造を明らかにし、そこで行われる作法の比較検討を試みた。

KEY WORDS

Buddhism of ancient India 古代インド仏教 Vinayapitaka 律蔵
manners on using a toilet 排便作法 rite of purification 浄化儀礼

1. はじめに

人も動物の一種である限りは、生存のために必ず食物を摂取しなければならず、摂取するからには排泄行為も避ける訳にはいかない。ところが、なぜか人はその当然の行為が人目に触れることを嫌い、またその産物である排泄物を嫌悪する。これは、古今東西を問わず人類一般に見られる現象であって、人前をはばかりことなく行為し、かつ、その散乱状態を意に介することなく暮らしている社会など知られていない。ところが、人間以外の動物では、人においては最も嫌われるその臭いがしばしば相互認識のための重要な標識として利用されているし、そうでない場合にはそれらに無関心な態度を示して、忌避するような行動は一切見られない。近年の遺伝子レベルの研究において人類と極めて近縁であることが判明してきたチンパンジーも、動物園の狭い囲いの中で所かまわず垂れ流して平気なようである。こうして見てくると、排泄行為の秘匿や排泄物そのものへの忌避は、人類に特異な現象であることがわかる。

なぜ、人は排泄行為を隠し、排泄物を嫌悪するのであろうか。メアリ・ダグラスの汚穢論⁽¹⁾によるならば、それは次のように説明されであろう。そもそも人間というものは、命名という行為を通じてあらゆる対象を観念的に把握する特性を持ち、さらにそれらの観念を一つの秩序体系として統べる世界観念を持たないではいられない存在である。そして、その世界観の中で自己自身に確固とした位置付けを付与できるとき、はじめて己の存在に安心を抱く。ところが、命名という行為は対象の一面を恣意的に固定化して捉えることでもあるので、現実世界には理

* 社会系教育講座

念的秩序の要請から逸脱した存在が出て来ざるを得ない。これらの存在は秩序を脅かすものであるがゆえに不安心理をかきたて、危険なもの、穢れとして忌避されるに至る。さて、そこで排泄であるが、その行為とはこれまで自己の一部であったものが異化していく現象、排泄物とは自己にして自己ならざるものと捉えることができる。すなわち排泄とは、観念的秩序においては周囲から截然と区別された存在であるべき自己において、外界との境界が必然的に曖昧とならざるをえない状況なのである。その上、排泄物について言えば、形状からしても無秩序的であるし、やがて腐敗し消滅に向かう一方であるということにおいても反秩序的である。自己の無秩序化の極致は死であるが、排泄物はその予兆であるともいえる。このようにして排泄物は穢れたものとして忌避、嫌悪され、排泄行為は人目をはばかる行為となるのである。

ダグラスはまた、穢れ意識について、これを単に個人心理の問題として考えてはならず、むしろ制度としての文化の問題として捉えなければならぬと主張する。というのは、個人レベルにおいては、いかなる社会でも多様な価値観の存在が知られ、またそれらは現実に対してかなりの柔軟性をも備えているので、穢れの意識ような社会全体を律する観念の起源を説明するには無理があるからである。ところが、文化制度には、個々の成員を超えた、社会という独自の組織存在によって抱かれた世界観念としての一面がある。これは極めて強固で保守的な秩序理念によって成り立っており、矛盾する現実には激しく抵抗し、個々の成員が内に抱く価値観とは別に、社会の建前としてそれを排斥することをすべての成員に強要するのである。ここに穢れ観念が生じる。つまり、ダグラスによれば、穢れとは、人の心理にその基盤をもたないわけではないが、基本的には文化制度の問題だということである。従って、排泄にまつわることへの忌避は人類社会において共通であっても、それに対する穢れ観念の強度や対処法は様々となるはずである。

そこで本稿では、以上のような問題意識に基づき、仏教戒律の中に見られる排便に関する諸規定、特に廁に関する規定を紹介し、あわせてその制定の経緯と理由とを検討することを通じて、古代インドの仏教教団における排泄物の取り扱いに関する観念を考察したいと考える。廁に関する規定に着目するのは、廁というものが基本的には集団生活の中において必要となってくるものであり、従って廁規定においてこそ排泄行為及び排泄物への観念がよく現れているだろうと考えるからである。また、廁規定は教団の運営規則を収めた犍度部中にあり、僧侶個人の遵守徳目を定めた戒経（所謂、比丘の二百五十戒、比丘尼の三百五十戒）とは律藏中の位置を異にしているが、戒経に関してはすでに平川彰博士によって詳細な紹介と検討がなされているので、改めて取り上げる必要もなからうと思うからである⁽²⁾。

以下、論の進め方としては、全体を二つに分け、まず廁設置の因縁と廁のその具体的構造について検討する。次に排便の作法の詳細について取り扱う。用いる資料は、パーリ語律藏と及び漢訳の五広律を中心とし、必要に応じて註釈その他の文献に言及する。また、その内容の検討に当たっては、原語資料であり古形を比較的よく保っていると考えられるパーリ律の内容をまず紹介し、次にいずれも5世紀前半の訳であって原テキストが4世紀以前のものであることが明らかな四分律、五分律、十誦律、摩訶僧祇律それぞれの特徴を述べ、さらに7世紀後半のテキストによる根本説一切有部律について検討する。そして、比較検討の結果をそれぞれでまとめた上で、最後に結語を置いて本論を締めくくる予定である。

2. 厠設置の因縁と厠のその具体的構造

2. 1. パーリ律に見る設置の因縁とその構造

パーリ律において、これに関する記述は小品小事鍵度にある⁽³⁾。設置の因縁は小便所、大便所のそれぞれについて語られているが、その内容は全く同一である。それによると、当初、僧園には特別な施設はなく、比丘たちは適宜の場所で用を足していた。その結果、僧園内が汚れてしまったので、仏は片隅の特定の一カ所にすることを命じた。ところが、今度は悪臭が僧園内に漂ったので、専用の施設を設けることとなったという。

小便については、尿瓮へすることとなったが、しゃがんで行うのに不便であったので、踏み台の設置が認められた。しかし、丸見えとなって比丘たちがすることを恥じたので、周囲に煉瓦又は石又は木製の囲いをめぐらすことが認められた。また、小便所以外でのため（おそらく僧房で夜間または病気の時に用いるであろう）に木鉢が許された。

大便については、屎孔にすることとなったが、孔の縁が崩れたため、縁に煉瓦又は石又は木を積むことが認められた。屎孔から水が溢れ出たので、周囲を高くすることが認められた。ところがこれが崩れたため、煉瓦などで踏み台を作ることが命じられた。今度は登るに苦労するので、階段の設置が認められ、階段から落ちた者がいたことから手すりの設置が許された。踏み台の端で用を足していて転落した者がいたため、床を張り、真ん中に穴を穿つことが命じられた。するとしゃがんで行うのに不便であったので、足をのせる台の設置が認められた。また、屎孔に蓋がなく悪臭がするので、蓋が許された。

ところで、屋外で大便をしていたので、寒暑に悩まされた。そこで、大便小屋の設置とそれに付随した扉やかんぬき等の設置が認められた。また、小屋のなかに草埃が散乱したので、内外を塗り、棚や衣架や衣綱を作ることが命じられた。また、病気の老比丘が排便後に立ち上がろうとして倒れたので、手すりの設置が許された。また、小屋の周囲に煉瓦などの囲いをめぐらすことが許された。

洗浄用の水を囲っておく小屋がなかったので、その設置と付随した扉やかんぬき等の設置が認められた。小屋のなかに草埃や土埃が散乱したので、内外を塗り、棚を作ることが命じられた。大便所の囲いの内側⁽⁴⁾の足下がぬかるんだので、石を置き、また排水溝を設置することが認められた。また、そこに用水瓶と洗浄用の皿がなかったので、設置が命じられた。しゃがんで洗浄するのに不便であったので、踏み台の設置が認められた。丸見えとなって比丘たちが洗うのを恥じたので、煉瓦などで囲いを作ることが許された。また、用水瓶に蓋がなく、草埃や土埃が浮いたので、蓋の設置が命じられた。

以上がパーリ律の説く所である。ここから想像される厠の構造は次のようなものである。障壁で囲われた土地の内部に大便小屋と水を蓄えておくための小屋、および目隠しを施した洗浄所がある。大便小屋の中には棚や衣を掛けておく施設があり、排便場所へは階段で登るようになっている。排便場所には床が張られ、真ん中に踏み台と穴がある。当初は屎孔が掘られていたはずだが、このように高められた後も屎孔があったのかどうかはわからない。次に、小便所であるが、これが大便所と同じ敷地内にあるのかどうかは定かでないが、記述からすると別の場所にあったのかもしれない。小便所には囲いがあるだけで、小屋にはなっていない。内部は地面より少し高くなっていて、踏み台と尿を受ける瓮が置かれている。

なお、パーリ律には溜まった汚物の処理に関する記述は見られないようである。

2. 2. 四分律・五分律・十誦律・摩訶僧祇律の所説

法蔵部の律蔵である四分律において、これに関する記述は第四分之一房舎健度中（巻五十）にある⁽⁶⁾。大便所の因縁は、比丘たちが遮蔽物のないところで用を足していたところ、女性の目を気にしてできず、病気になってしまったことから、厠屋が許可され、そこに大便所が作られたという。大便所は複数あり、互に見えないよう、また入り口からも見えないように障壁が施されていた。また、立ち上がる為の便に手すりがつけられたこと、洗浄所が設けられたことはパーリ律同様である。小便所について、因縁はパーリ律に近いが、構造に関しては、地を掘って石を据え、その上に底に孔を穿った瓮を置いて、その孔から流し出すとしている点が詳しい。また、臭気対策として蓋の設置も認める。

化地部の五分律では、第五分之三雑法中（巻26）に含まれる⁽⁶⁾。因縁は、威儀法（行動の作法）を欠いているという在家者の非難がつけ加わるほかは、大・小便所ともにパーリ律に等しい。大・小便所ともに「屏処」（遮蔽された場所）に作れとある。大便所には「厠屋」があり、中に階段や手すりがあることもパーリ律に同じである。ただし、五分律では、尿孔が一杯になったら除去せよと汚物の処理に言及し⁽⁷⁾、また、麩末をまいて虫が生じないようにせよ、虫が生じたら別の孔を掘れ、という他律に見られない記述もある。

説一切有部の十誦律においては、六誦雑誦明雑法中（巻38）に述べられている⁽⁸⁾。ここでも、比丘たちが好き勝手な場所に大小便をしたことが発端であることは同じである。だが、これを密迹金剛神をはじめとする非人（精霊）たちが嫌ったことから大・小便所の設置に至ったとする点が異なる⁽⁹⁾。大便所の構造においては、階段やその手すりのことが見えず、また、踏み台設置の理由として尿孔周辺の便で足が汚れたとの因縁を述べることに違いが見られる。また、立ち上がる時に必ず肛門を洗浄することとそのため貯水器の準備が語られているが、これは他律のように大便所の外で行うのではなく、内部で済ますことのように読める。というのは、このあと、手洗い場の足元への踏み台の設置と手洗い用の土の準備が語られ、洗浄所やその踏み台及び囲いのことは一切述べられていないからである⁽¹⁰⁾。小便所の構造は四分律の説に似ており、さらに蓋を取ったときの激臭を避けるために蓋に孔を施すこと、扉のあることが独特である。また、尿孔を設ける以前や尿瓮の底に孔を穿つ以前に、溜まった尿尿を除去しようとした比丘たちが吐悶したとあるから、この場合は自分たちで始末をしたこととなる。

摩訶僧祇律は威儀法中（巻34）でこのことを扱う⁽¹¹⁾。発端は同様で、世人から牛や驢馬のようだと非難され、その結果、大便所（厠屋）と小便所が設置されることとなった。設置する場所は、いずれも僧園の南か西で、東と北とは不可とされる⁽¹²⁾。大便所は、尿孔を掘って作るか、または崖の上に設置する。大便所の床に排使用の孔を二ないし三設け、それぞれの間に壁を作る。この孔の大きさは縦が一肘半、横が一肘である。大便所の側に衣架がある。また、洗浄用の場所については、崖上の大便所では洗えるが、尿孔の大便所では洗えないと述べていること⁽¹³⁾からすると、後者の場合には何らかの施設が作られていたと考えられる。小便所については具体的な記述がないが、僧房内で容器を用いてする場合の詳しい解説があることからすると、当然、他の律蔵が説くような施設もあったものと推測される。

2. 3. 根本説一切有部律の所説

根本説一切有部関係については、根本説一切有部毘奈耶雜事卷10⁽¹⁴⁾及び根本薩婆多部律撰第五部衆学法中（卷14）⁽¹⁵⁾とに記述があり、同じ義浄の訳でありながら、それぞれの説く所は必ずしも同一ではない。

雑事の説く所によれば、厠が作られるようになった因縁は、比丘たちが、生草の上に大小便をしてはならないという戒律から無草の空き地に出かけてあたり一面を汚し、バラモンたちの嘲笑をかったことによるという。当初、僧園の外に作られたが、夜間には猛獣や盗賊のおそれがあったので、僧園の西北隅に作るようになった。これは「直舎」といい、方丈のような形状をしてその中に厠がある。他に「傍出」といって、僧房の後方に軒をつきだし、まわりを板塀で囲ったなかに厠を設けるものもある。いずれも扉やかんぬきを備え、また、外に洗浄用の水瓶を置く場所や手足を洗う場所が準備される。パーリ律などに出てきた踏み台はないようで、入るときには外に常備されている木履をはくという。また、当初は大・小便所の区別がなかったが、小便をしている者に待たされて病気になる比丘が出たことから、小便所が別に作られるようになった。これは厠の近くに作られ、水洗式（通水令出）で、厠同様に扉などがつけられる。構造についての詳しい記述は見あたらない。

律撰では設置の因縁は語られていない。便所（園厠）の作り方として、そもそも人目から遮られたところにある必要があるといい、僧園の東北角に設置し、四辺には茨を植え、中には大・小便所を別々に作って、それぞれに扉とかんぬきをつけるとする。洗浄については、下が湿っている土地では洗所を別に設けよとあるから、通常は大便所の中で行ったのであろう。また、湿った土地ではということとは違って、大便所にそもそも床がないか、あってもさほど高くなっていなかったものであろう。崖上の便所もあるので、この辺は摩訶僧祇律に類似している。洗手所は便所の扉の外にある。洗手処には手洗いに用いる「灰土」を準備しておく「甌版石」があり、その長さは一肘、幅は一磔手余である。洗手所とは別に洗足所も設けられている。また、脱いだ衣は風上の浄らかな所におけ、とあるから、衣架のようなものはなかったことになる。

2. 4. 小括

厠設置の因縁については、僧園内に漂う悪臭の問題であったり、在家者からの非難の問題であったりして、教団の発展、比丘の増加に伴う社会的な要因によると考えてよい。

厠の構造については、パーリ律、四分律、五分律が比較的よく似ており、十誦律、根本説一切有部毘奈耶雜事、根本薩婆多部律撰との説一切有部系統の説との間に顕著な相違が見られる。前者では、大便所の床が高く作られ、登るための階段や手すりが設置されるが、後者ではそのようなことは見受けられない。また、前者では大便所の外で洗浄を行うが、後者では洗浄は基本的に内で済ませるごとくであり、外に出て行うのは手足を洗うことである。さらに、前者では大・小便所の位置関係がはっきりせず、別々に設置されていた可能性も否定できないのに対し、後者の根本説一切有部の律蔵では明らかに同一区画に近接して設置するように述べられている。摩訶僧祇律は後者に近いようだが、手足の洗浄が見られない点が異なる。

3. 排便の作法

3. 1. パーリ律に見る排便の作法

パーリ律において、作法規則に関する記述は小品第八儀法犍度にある⁽¹⁶⁾。これには三つの因縁譚がからんでいる。

第一の因縁は、大便に触れるのを嫌って洗浄をしない比丘の尻に蛆がわいたというものである。その結果、水のある場合には洗浄せよ、という規則が作られた。註釈によると、「水のある場合」とは、洗浄用の皿又は代用の鉢にくんで洗うことであり、どちらも無いときには罪にならないといい、また、貯水槽に水があると思いきんでいたのに空であった場合も無罪になるという⁽¹⁷⁾。

第二の因縁は、大便所へ入る順序に関わるもので、長幼の順で行っていたところ、我慢しているうちに昏倒してしまった比丘が現れたので、到着順との規則が定められた。註釈によれば、小便所、水浴所も同様である⁽¹⁸⁾。

第三の因縁は、六群比丘の大便所における不作法であり、それらの行為を抑止するために定められた。その規則とは以下のようなものである。大便所に至ったなら、外で咳払いをして来たことを知らせる。内にいる者も咳払いをして入っていることを知らせる。衣掛けに衣を掛け、おもむろに入り、あたふたと入ってはならない。衣の裾をまくり上げて入ってはならず、踏み台の上に立ってからまくり上げなければならない。うめきながら、また、歯木を噛みながら排便してはならない。尿瓮の外に大便してはならないし、尿瓮の外に小便してはならない。尿瓮のなかに唾を吐いてはならない。粗雑な糞かき箆を使用してはならない。糞かき箆を尿孔に捨ててはならない。踏み台の上に立って（衣を下ろし）下半身を覆わなければならない。あたふたと出てはならない。衣の裾をまくり上げたまま出てはならない。洗浄所の踏み台に立ってから衣をまくり上げる。チャブチャブ音を立てて洗浄してはならない。洗浄用の皿に水を残してはならない⁽¹⁹⁾。踏み台の上に立って下半身を覆わなければならない。尿孔が汚れていたら、洗わなければならない。（使用済みの）糞かき箆が一杯になっていたら、それらを捨てよ。漆喰の床が、大便所の囲いの内側が、用水小屋が汚れたら掃除をせよ。洗浄用水の瓮が空になっていたら、水をいれておけ。

以上の内、糞かき箆を尿孔に捨てるなどという規定は他の律蔵にも見られるのだが、その意味はよくわからない。註釈に「糞かき箆を持たずに入っても無罪である」とあるから⁽²⁰⁾、この場合、糞かき箆は中に準備されていないのであろう。

3. 2. 四分律、五分律、十誦律、摩訶僧祇律の所説

四分律では第三分末の法犍度（巻49）に出てくる。ここでは大小便を嫌うあまり、鋭い糞かき箆（利廁草）で尻を傷つけ、膿ませ、衣を血で汚してしまった比丘のことが因縁とされ、これによって便廁法が定められたという。パーリ律の内容はほぼ含んだ上、さらに次のようなことが述べられている。入る前に咳払いをして知らせる相手のなかに非人（精霊）をあげる。蛇蠍などがいたら追い出す。たくし上げた衣を頭から被って排泄してはならない。衣を汚さないため、糞かき箆を使用しないうちに立ち上がってはならない。糞かき箆の大きさの規定。糞かき箆に便をつけたまま捨ててはならない。手を汚すから、使用済みのものと未使用のものとを

一緒に置くな。洗淨所では指を鳴らして人・非人に知らせよ。洗淨用皿に浸して洗うな。洗淨後は手などで拭いて衣を濡らすな。手が臭ければ、鹵土・灰・泥・牛屎で洗い、なお臭ければ石等でこすれ。周辺で誦經・経行・作衣をしてはならない。これによれば、糞かき篋は大便秘所の中に数多く常備されていたことになる。また、手が臭う場合には洗ったことが知られる⁽²¹⁾。

五分律では第五分之四威儀法中で説かれる⁽²²⁾。因縁は四分律と同様である。但し、ここでは糞かき篋が一度禁止とされ、後に水で洗わず衣を汚したことから再度許可されている。そして、使用済みのものは器に入れて、一杯になったら坑に捨てるか焼却せよという。また、洗淨にかかる前に水の中に虫がいないかを観察せよともいう。洗淨後、手が汚れていたら灰土・牛屎を使って洗うことは四分律と同じである。灰土・牛屎は器に盛っておくともいう。

十誦律においては、六誦明雜法中（巻41）⁽²³⁾に因縁譚がある。これは今までと異なり、水でそうしばしば洗淨することもないと考えた比丘が、葉を二つ折りにしたり、切って二枚重ねにしたりしたがうまくゆかず、一枚できれいに拭くことになったというものである。そして、使用済みのものを捨てて尿孔が一杯になってしまったので、尿孔に捨てるのではなく片隅に置くことになった。ところが、淨葉と不淨葉を区別せずに置いたことから手を汚してしまい、以後、淨葉を右に、不淨葉を左に置くこととなった。溜まった用済みの葉を捨てる時に比丘たちが吐逆したので、器に盛っておいて捨てることとなったという。これでは洗淨をしなくてもよいようであるし、また、糞をかき落とす道具も篋ではなく、葉のようである。但し、この直後には洗脚処で楊枝を噛んだという記事が出てくる。洗脚処があるならば、洗手処も当然なければならないし、その前に洗淨もなされていなければならないはずである。ここには内容的に不整合がある。具体的な作法規定が出るのは十誦比丘誦の中である（巻57）⁽²⁴⁾。内容は五分律に近く、ここでは洗淨のことは出てくるが洗手処や洗脚処のことは出てこない。ところが、これと同内容のはずの薩婆多部毘尼摩得勒伽卷6⁽²⁵⁾では「大行已洗手処」と洗手処のことが出てくる。十誦律の方に脱落があるのだろうか。だが、両者には、一見微妙だが、重大と思われる差異がまだある。十誦律では「洗処法」として「若不沈大便処，不応坐臥僧臥具上」とあるところが、摩得勒伽では「云何洗，若比丘不洗大小便，不得礼拝受礼，不得坐臥僧臥具上，除無水処」と礼拝のことが入っているのである。もっとも、水のない場合はかまわないというのだから、絶対的なものではない。だが、ここには穢れ意識の芽生えのようなものを感じざるをえない。

摩訶僧祇律は先と同じ箇所論じられている。ここでも洗淨しなければ、「僧坐具床褥」を使ってはならないという。また、廁近くに灰土や牛屎を準備しておくともいう。そのほか、せば詰まっているときは、同じ大便所や小便所を背中合わせで使用するのを認めているのが注目される。

3. 3. 根本説一切有部律の所説

根本説一切有部律では、毘奈耶雜事卷16⁽²⁶⁾において舍利子が清淨を好む一バラモンを如法な排便作法を望見させることによって化導したことを因縁譚する。その作法とは、三升入りほどの瓶を持って便利処へ赴き、風上に衣を脱ぎ置き、肩覆いと腰巻きのみになる。ついで、一隅の軛版石のうゑに粉末の土を七聚づつ二列に並べ、端にもう一聚を置く。それから、糞かき篋一つと土塊三つをもって廁室に入って用便をする（本来なら扉を閉めておこなうのだが、この場合には教化するためにわざと閉めずになしたという）。排便後、まず糞かき篋で拭い、次に三塊の土を順次用いて、大便処と小便処と左手とを左手で洗っていく。それから右手に瓶を持っ

て先に土を並べた所に行き、左の腿の上に置いた瓶から水を注ぎかけながら、一列七聚の土を使って左手を洗う。次に、もう一列の七聚で両手を洗い、両肘まで洗い清め、残る一聚で瓶を洗う。立って行き、衣を着た後、両足を水で洗い、それから僧房へ戻り、飲料用の瓶の水を使って二、三回口を漱ぐ。

同様の作法は、根本説一切有部百一羯磨卷 8⁽²⁷⁾や根本薩婆多部律撰第五部衆学法中（卷14）にも見ることができる。百一羯磨では、入るときに瓶も持っていくと明確に述べる。また、出てくるときは、左脇に瓶を挟んで、右手でかんぬきをはずした後、瓶を右手に持って出るという。次に律撰においては厠内での土塊の使い方に相違がある。一塊で身（肛門）を拭い、他の二塊は左手を洗うのに用いる。出てくる時の作法は百一羯磨と同一であるから、この場合も明らかに瓶を中に持ち込んで使用している。また、ここでは使用済みの匊を少孔から外に捨てよという。これは他に律撰にのみ見られる説である。さらに、僧房へ戻り、洗浄用の瓶を置いたところで牛糞で手をこすり、それから漱口して、初めて「浄」となる。漱口していない間は、他の人から礼拝を受けても、こちらから礼拝しても、また、床座にすわっても、飲み食いしても罪となってしまう。ここでははっきりと淨穢の觀念が打ち出されていることが着目される。しかし、その一方で、大便所、小便所ともに汚れを見つけたら拭き取り、水で洗浄せよとも述べている。穢れを一方的に忌避するだけでないことは注目しておいてよからう。

3. 4. 小括

以上からは次のようなことが言えるであろう。先の構造上の差異が作法の上にも影響を与えており、根本説一切有部律で明らかなように、外に洗手処、洗脚処を設けた場合、洗浄は厠内に瓶を持ち込んで行うことになる。そして、洗うことの力点は、排泄器自体よりもそれに触れた左手であり、その行為に関わった右手や両足となっている。そして、漱口という仕上げまで必要とされるに至り、そうでない限りは礼拝をなしても、また礼拝をうけてもならないとするなど、複雑な様相を呈している。これに対して、洗浄を外で行うパーリ律の作法は、他律にまさるとも劣らない程口やかましいが、その様相は常識的で単純とってよい。四分律、五分律、摩訶僧祇律はほぼパーリ律に近い。ただ、いずれも手洗い用に灰土や牛屎も用意していることが相違点である。パーリ律の世界に置いて本当に手は特別に洗わなかったのか、言われていないだけで本当は洗っていたのか。また、手洗い用具を準備した四分律等を所持した部派は、その後、根本説一切有部のような複雑な洗浄儀礼を発展させていったのだろうか。また、十誦律の場合はなんとも奇妙である。厠の構造においては洗手処を設置していながら、内部では葉によって（糞かき匊ではなさそうである）拭き清めるだけで洗浄はしていないように思われる。

4. 結 語

以上、甚だ不十分ではあるが、諸律蔵における厠の具体的構造とそこで実践されるべき作法について比較検討を試みてきた。結論といえるほどのものはまだ出せないが、次のような見通しを立てることは可能であろう。厠の構造は、元来、パーリ律、四分律、五分律から推測されたように大便所と小便所が必ずしも同一区画内にはなく、洗浄所は大便の後を洗うために大便所の区画内に設置されていた。その後、十誦律から推測されるように、洗浄は厠の内部で行うか、あるいは葉を用いて拭き清めるだけのものになり、外では洗手、洗脚を行うような作法も

生まれた。この変化には淨穢観念の変化が関わっているように思われる。十誦律を伝持した説一切有部からの分派であると考えられている根本説一切有部は、この傾向を發展させ、8世紀後半には紹介したような複雑な淨化儀礼を実践するようになった。この時代、他部派もどのような淨化儀礼を行っていたか直接知る手だてはないが、パーリ律を見る限り、南方上座部では変化はなかつと推測するしかないだろう。だが、一方で、根本説一切有部律の訳者である義淨はインド各地を巡礼し、当然、他部派の作法に関する知識も持っていたと思われるが、南海寄帰内法伝においては、根本説一切有部の作法を仏教のみならずインド一般の通則のように書いている。思うに、グプタ朝以降のバラモン教思想の復興とそれに伴う淨穢観の厳格化が、律蔵における排便をめぐる作法の変化にも影響を及ぼしているのではないか。そして、もしそうであるならば、仏教界においてその傾向を主導したのは、最初にその変化の兆しを十誦律の中に残している説一切有部であつたに違いない。

註

- (1) メアリ・ググラス (塚本利明訳)『汚穢と禁忌』思潮社、1985年。近年、関根康正氏は彼女の汚穢論に対する批判の検討を通じて、「境界性 (場違いなこと)」という彼女の定義をより限定し明確にするために、「死にゆくことの隠喩 (他界性の突出)」ということを付加することを提唱している (関根康正『ケガレの人類学 南インド・ハリジャンの生活世界』東京大学出版会、1995年、26~27頁)。
- (2) 平川彰『二百五十戒の研究III』平川彰著作集第十七巻、春秋社、1995、pp.599~604頁及び『比丘尼律の研究』同第十三巻、春秋社、1998、pp.446~449頁。比丘戒は不立大小便戒、青草上不大小便戒、水中不大小便戒の三戒、比丘尼戒は不看牆外不淨戒、青草上不大小便戒の二戒である。男子もしゃがんで小用を足す習慣は、今日でもインド一般において見られるが、なぜ立ったままではいけないのか、律蔵本文では単に「adariya (不敬) のゆえに」と述べるにとどまり、註釈もまた何もコメントしていない。後述の排便規定における排泄器の露出しないようにとの作法から推測するに、性的シンボリズムの發達した土地柄ゆえに、かえって生殖器部分の隠蔽が厳しくいわれたのかもしれない。なお、これらの戒への違反は微罪であつて、重大な問題は引き起こさない。
- (3) Vin. vol. II pp.140~142.
- (4) 原語 parivena。この語は、通常、僧房の意味で用いられるが、註釈によるとここでは「大便小屋の囲いの内部」の意であるという (Sp.p.1214)。
- (5) 大正22、p.942 b~c。同じく法蔵部のもつとされる毘尼母經卷 6 (大正24、p.838 b) にも同様の記述が見られる。
- (6) 大正22、p.176 b。
- (7) 同律第五分八比丘尼法中に、廁坑の底の「落胎」を「除糞人」が発見、非難したとの記事がある (大正22、p.189 c) から、処理に在家者が関わっていたのは確かであろう。同様の記事は四分律第三分比丘尼健度 (卷49、大正22、930 a) にも出る。
- (8) 大正23、p.276 a~ b。
- (9) 神靈の関わる記事としては、五分律中に、なすべからざる場所で小用を足そうとした比丘に対して、鬼神がその男根を捉えて物陰まで連れていったというものがある (大正22、p.176 b)。

- (10) 説一切有部の律藏註釈で、やはり5世紀前半に漢訳された薩婆多部毘尼摩得勒伽卷六(大正23, 6p.04 c)でも、大小便を洗うこと述べた後に「洗手処」のことが出てくる。また、「不洗大小便, 不得礼拝受礼, 不得坐臥僧臥具」とあって、不洗の状態が穢れと考えられていたらしいことがわかり注目される。
- (11) 大正22, p.504 a, c.
- (12) 理由は述べられていないが、これは東西の関係を前後、北南の関係を上下と捉え、東と北をすぐれた方角とするインドの方位観によるものであろう。
- (13) 大正22, p.504 b. この直前に「不得大小行已不用水而受容僧坐臥具床褥」とあり、一見、註(10)に紹介した薩婆多部毘尼摩得勒伽の説と類似する発想があるように思われる。だが、こちらで言われているのは、「僧」すなわち教団、具体的には個人所有でない、共用の坐臥具等の使用の制限であり、穢れというよりは作法の問題と見た方がよさそうである。
- (14) 大正24, pp.246 c~247 b.
- (15) 大正24, pp.606 c~607 b.
- (16) Vin. vol.IV pp.221~222.
- (17) Sp. p.1286.
- (18) 同上。
- (19) 註釈によれば、これは不特定多数が利用する場所に関することである(同上)。
- (20) 同上。
- (21) 毘尼母經の説もよく似ている。但し、廁に入るときには三回弾指せよ、という。また、使用済みの箆は便をよく掻き落とし、振り落とそうとして未使用のものを汚してはならないという。また、箆がないからといって廁内のそこらで拭いてはいけなともいうが、ということは箆がきれている場合もある訳であろう(大正24, p.838 b)
- (22) 大正22, p.177 a~ b.
- (23) 大正23, p.299 b.
- (24) 大正23, pp.422 c~423a.
- (25) 大正23, p.604 b.
- (26) 大正24, pp.276 c~278 a.
- (27) 大正24, p.490 b~ c.
- (28) 大正24, pp.606 c~607 b.

略号表

大正：大正新脩大藏經

Sp. : J.Takakusu, D.Litt, Samantapasadika -Buddhaghosa's Commytary on the Vinaya Pitaka 7 vols., London, 1924~1947.

Vin. : Hermann Oldenberg, Vinayapitaka 5 vols. London, 1879~1883

本論文は平成11年度科学研究費補助金(基盤研究(A))「東アジア地域の歴史学と歴史教育のマルチ・メディア教材の開発に関する総合研究」(研究代表者 下里俊行)による研究成果の一部である。

On the structure of a toilet and its using manners in buddhist monastic rulebooks in ancient India

Shinya MATSUDA*

ABSTRACT

The purpose of this thesis is to make clear the cause of uniqueness of Mūlasarvāstivādin's Vinaya texts on the manners of using a toilet according to comparison with other sects' Vinaya texts. From this comparison it has been clarified there is an interesting difference about the manner for washing one's body after using a toilet. In Mūlasarvāstivādin's Vinaya, one washes his body in the toilet, after then he washes his hands and feet outside. So, in their monastery's area, there existed two washing places for hands and feet, but didn't for body. In others, there existed a washing place for body outside. It is supposed because Mūlasarvāstivādin had very strong idea of religious impurity and they developed a very complicated rite for purification.

* Division of Social Studies